

♪ CMと音楽著作権 ♪

一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）
複製部 広告・ゲーム・映画課
送信部 ネットワーク課

Ver. 5.1

1 CMで音楽を利用するには

JASRAC が著作権を管理する音楽作品を、テレビ・ラジオまたはウェブを媒体としてCMに利用する場合、利用許諾手続きには大きく分けて2段階あり、ひとつが制作に係る広告目的複製利用手続き、もうひとつがCM放送（配信）など、展開方法ごとの利用手続きです。

1. CM制作に係る手続き

【事前確認】

- ・CMへの音楽利用に際しては、内国作品・外国作品に関わらず、当該作品の委託者に、利用の可否を含めた事前確認をしていただくこととなります。多くのケースでは、著作者から著作権の譲渡を受けている音楽出版者（外国作品については日本地域での著作権の管理権限を有している音楽出版者）を通じて確認していただくこととなります。
- ・まずは「JASRAC 作品データベース検索 J-WID」で作品の権利関係をお調べください。
- ・当協会の管理作品であれば、「主な音楽出版者の連絡先一覧」などをご活用の上、その作品の音楽出版者にご連絡いただき、利用したい内容をお伝えください。同じCMについて、放送・配信以外にも展開すること（上映、演奏、展示・掲示、配布など）を予定している場合、それらに係る複製についても、作品の利用可否のほか、利用可能な場合の使用料額などの条件について確認していただくこととなります。
- ・連絡先がご不明の場合、直接著作者に連絡する必要がある場合などは、複製部 広告・ゲーム・映画課（TEL: 03-3481-2173）までお問い合わせください。

【申込書の作成・提出】

- ・事前確認で提示を受けた条件等に合意した場合は、その内容を基に、広告目的複製利用申込書をご作成の上、JASRACにご提出ください。
- ・広告目的複製の申込みは、広告主または広告会社の方がおこなってください。
- ・広告目的複製利用申込書は、以下のいずれかの方法でご提出ください。

①持参または郵送

〒151-8540 東京都渋谷区上原 3-6-12 複製部 広告・ゲーム・映画課 宛
（お手数ですが、当協会宛郵便物には部課名までご記入ください。）

②メール

agm-ad@pop02.jasrac.or.jp

③FAX

03-3481-2705

（お手数ですが、複製部 広告・ゲーム・映画課（TEL: 03-3481-2173）までご連絡の上、着信を確認してください。）

- ・初めてお手続きされる方や、制作会社の方が申込みされる場合などは、許諾条項第 3 条第 3 項に基づき、前受使用料をいただくことがあります。

【お支払い】

- ・申込書をご提出いただきますと、ご利用楽曲の委託者に使用料額等合意条件を書面で確認した後、請求書および許諾書を発行いたします。
- ・請求書発行日から 30 日以内にお支払いください。ただし、初めてお手続きされる方や、制作会社の方が申込みされた場合などで、JASRAC から特に期日指定がある場合にはその期日までにお支払いください。

【許諾番号の通知】

- ・お申込内容に、許諾番号表示が必要となる利用（上映用媒体、ポスターなど）がある場合は、許諾書の発行に先立ち、メールで許諾番号を通知いたします。なお、通知後であっても、許諾手続きが完了しない場合、許諾番号は無効となりますのでご了承ください。

【リンク情報】

- ・ JASRAC 作品データベース検索 J-WID : <http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>
- ・ 主な音楽出版者の連絡先一覧 : <http://www.jasrac.or.jp/info/cinema/foreign.html>
- ・ 広告目的複製利用申込書 : http://www.jasrac.or.jp/info/cinema/excel/cm_moushi_komi.xlsx

2. 放送・配信での利用に係る手続き

(1) テレビ・ラジオ（地上波）で放送する場合

【事前エントリー】

- ・ オンエア開始の前日までに、テレビCM放送利用申込書・ラジオCM放送利用申込書（以下、この項において「申込書」といいます。）をご提出ください。
- ・ CM放送利用申込みは、原則として放送回数の確認が取れる方（広告主または広告会社）がおこなってください。
- ・ 申込書の「エントリー日」「①お申込者」「②利用内容」欄に入力をしてください（押印は不要です。「放送局および放送回数」欄の入力も不要です。）。
- ・ 放送期間は申込書 1 枚につき最大 3 ヶ月とします。3 ヶ月を超えて放送する場合、申込書を分けてください。
- ・ 「作品名」（作品タイトル）欄と「作詞者名・作曲者名」欄は、CD などの情報に拠らず、「JASRAC 作品データベース検索 J-WID」において検索した作品情報に基づき入力してください。

- ・放送開始前日まで（1クールを超えて継続して利用する場合、次の放送期間開始の前日まで）に、【申込書の提出方法】に記載のいずれかの方法で、申込書をご提出ください。

【放送回数の報告】

- ・事前エントリーの際にご作成いただいた申込書の、「放送局および放送回数」欄に放送回数を入力してください。放送局ごとの放送回数を入力すると、請求金額が「請求額」欄で自動計算されます。使用料の計算方法については、申込書ファイルのシート「使用料の計算方法」をご確認ください。
- ・「①お申込者」欄に社印を押してください。担当者個人印の場合は受理できません。
- ・押印した申込書を、申請した放送期間が終了した日付から2ヵ月後の末日までに、【申込書の提出方法】に記載のいずれかの方法でご提出ください。
- ・申込書に入力した放送回数の総計が100回を超える場合、減額計算をした放送使用料が「減額請求額」欄に自動計算されます。減額計算は、所定の利用条件を満たす場合に限り適用します。
- ・当協会において放送開始前の申請書のご提出が確認できない場合、事情の如何に係わらず事前エントリーをしなかったものとして取り扱うこととなります。その場合、減額計算を適用することはできません。
- ・放送回数は、1度の報告で正確に報告してください。放送回数の報告漏れがあった場合、減額計算の適用はできません。

【減額計算の適用条件について】

下記(1)(2)の利用条件を全て満たし、テレビ・ラジオ放送利用申込書ファイルのシート「申込方法および記入要領」に記載された手順のとおり申請をする場合に限り、放送回数の総計が100回を超える分について、使用料規程 <第2節 放送等>(放送等の備考)⑥(イ)に基づく減額計算を適用します。

- (1) 放送の開始前日までに申請書を提出すること（事前エントリー）
- (2) 放送期間終了日の翌々月末日（2ヵ月後の末日）までに、当該期間の放送回数を正確に報告すること

【申込書の提出方法】

・ 申込書は、以下のいずれかの方法でご提出ください。

①持参または郵送

〒151-8540 東京都渋谷区上原 3-6-12 複製部 広告・ゲーム・映画課 宛
(お手数ですが、当協会宛郵便物には部課名までご記入ください。)

②メール

agm-ad@pop02.jasrac.or.jp

③FAX

03-3481-2705

(お手数ですが、複製部 広告・ゲーム・映画課 (TEL: 03-3481-2173) までご連絡のうえ、着信を確認してください。)

※いずれの方法でご提出いただく場合であっても、それぞれの期限までに当協会必着でご提出ください。

【お支払い】

- ・ 放送回数のご報告をいただいてから通常 2 週間以内に請求書を発行いたします。
- ・ 請求書発行日から 30 日以内にお支払いください。ただし、初めてご申請いただいた場合などで、JASRAC から特に期日指定がある場合にはその期日までにお支払いください。

【リンク情報】

- ・ テレビ・ラジオCM放送利用申込書 : http://www.jasrac.or.jp/info/dl/c_05.xls
- ・ JASRAC 作品データベース検索 J-WID : <http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>

(2) インターネットなどネットワーク上で配信する場合

インタラクティブ配信の手続きが必要となりますが、CMの配信方法によって取り扱いが異なります。

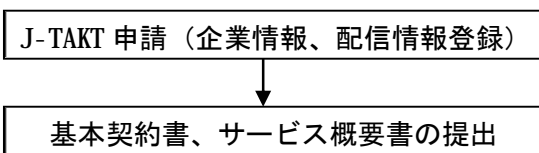
- [A] 広告主ホームページで配信する場合は、広告主ご自身による手続きが必要です。
- [B] インターネット上のサービス（広告主ホームページを除く）の広告スペース（枠売り広告メニューなど）で配信する場合は、広告関係事業者（広告主、広告代理店等）による手続きが必要です。
- [C] [A][B]以外の方法でCMを配信する場合は、原則として、配信サイトの運営者（配信事業者・媒体社等）による手続きが必要です。

[A] 広告主ホームページで配信する場合

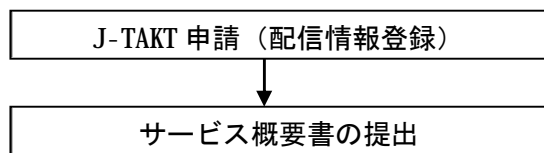
広告主ホームページでCMを配信する場合は、広告主がオンラインライセンス窓口「J-TAKT」(<https://j-takt.jasrac.or.jp/>)からお申込みください。

【手続きの基本的な流れ】

■ 初めてお申し込みの方



■ 基本契約締結済みの方



手続きにあたっては、以下ページもご参照ください。

<http://www.jasrac.or.jp/info/network/business/procedure1.html>

【インタラクティブ配信使用料】

情報料及び広告料等収入がない広告主ホームページで、CMをストリーム形式で配信する場合の使用料は、年額 50,000 円（月額 5,000 円）（いずれも税別）です。

広告主ホームページで収入を得ている場合やダウンロード形式で配信する場合等は、下記メールフォームから具体的な内容を添えて、JASRAC 送信部ネットワーク課にお問合せください。

メールフォーム <http://www.jasrac.or.jp/network/faq/toiawase.html>

[B] 広告スペース（枠売り広告メニューなど）で配信する場合

インターネット上のサービス（広告主ホームページを除く）の広告スペース（枠売り広告メニューなど）において、広告目的複製の許諾を得たCMコンテンツを、ストリーム形式または再生制限のあるダウンロード（有期限ダウンロード）形式による配信で利用する場合は、広告関係事業者（広告主、広告代理店等）がお申込みください。

【手続きの基本的な流れ】

(1) 「インターネットCM配信利用申込書」提出

- インターネットCM配信利用の申込みは、原則として、配信回数の確認が取れる方（広告主または広告代理店等）がおこなってください。
- 配信開始日前日までに「インターネット配信利用申込書・配信回数報告書（http://www.jasrac.or.jp/info/dl/c_07.xls）」ファイルの「①インターネットCM配信利用申込書」シートのお申込日」「お申込者」「ご利用内容」欄を入力の上、同ファイルをJASRAC送信部ネットワーク課CM係（network-cm@pop02.jasrac.or.jp）までeメールに添付してお送りください。この段階での「②配信回数報告書」シートへの入力は不要です。（データファイルをそのままお送りください。）
- 初めてお申込みされる方は、別途、「①インターネットCM配信利用申込書」シートをプリントアウトして捺印（社印）の上、ご郵送ください。
- 申込期間は、申込書1件につき最大3カ月とします。3カ月を超えて配信する場合は、申込書を分けてください。3カ月を超えて継続し、利用する場合、次の配信開始日前日までに追加して申込書をご提出ください。なお、あらかじめ配信期間が3カ月を超えて継続し、利用することが決まっている場合には、3カ月毎に申込書を作成いただき、まとめてご提出いただくことも可能です。

(2) 許諾番号受領

- 許諾番号を発行いたします。eメールに添付してお送りいただいた申込書ファイルの「①インターネットCM配信利用申込書」シートに「許諾日」「許諾番号」を記載して、ご担当者様へeメールに添付して同ファイルお送りいたします。
- お送りした申込書ファイルは、配信終了後の「配信回数報告書」のご提出の際に必要となりますので、大切に保管してください。

(3) 「配信回数報告書」提出

- 許諾を受けた配信終了日の翌々月末日までに、「許諾日」「許諾番号」を付してお送りした申込書ファイルの「②配信回数報告書」シートの「配信回数報告日」「配信回数報告」欄に入力のうえ、JASRAC 送信部ネットワーク課CM係 (network-cm@pop02.jasrac.or.jp) までeメールに添付してお送りください。
- 捺印は不要です。データファイルをそのままお送りください。
- 許諾番号が記載されていないものは無効です。必ず、許諾番号受領時の申込書ファイルにご入力ください。万一、紛失した場合は、JASRAC 送信部ネットワーク課CM係までご連絡ください。
- 第三者（媒体社など）が発行する広告掲載報告書など、広告掲載に関する配信回数の証憑書類を添付してください。
- 広告メニューごとの配信回数を入力してください。広告メニューごとの配信回数を入力すると、請求金額が各「請求額」欄に自動計算されます。
- 配信開始日前日までにインターネットCM配信利用の申込みを行った場合で、かつ、同一のコンテンツを継続反復して 100,000 回を超えて配信する場合は、減額計算した使用料が適用されます。なお、当協会において、配信開始日前日までに申込書のご提出が確認できない場合、事情の如何に係らず、この減額計算を適用することはできません。
- 配信終了日の翌々月末日までに、許諾を受けた期間の配信回数を正確に報告する場合、算出した使用料額の減額計算が適用されます。なお、配信回数報告は一度の報告で正確に報告してください。配信回数報告に漏れがあった場合、証憑書類の添付がなかった場合、この減額計算を適用することはできません。

(4) 配信使用料の支払

- 配信回数報告をいただいた翌月末日頃に請求書を発行します。
- 請求書発行日の翌月末日までにお支払いください。

【インタラクティブ配信使用料（音楽を利用している広告に関する取扱いの特例）】

コマーシャル送信用録音の許諾を得たコマーシャルをストリーム形式または再生可能な期間に制限のあるダウンロード形式により配信する場合で、使用料を広告関係事業者が支払うときの月額使用料は、1曲 1CMコンテンツ 1,000 リクエスト回数ごとに 50円を加算して得た額、または 5,000 円のいずれか多い額とする。

なお、同一のCMコンテンツを継続反復して配信する場合は、その使用料を減額することができる。

ご不明な点がございましたら、JASRAC 送信部ネットワーク課CM係（TEL：03-3481-2120 e-mail：network-cm@pop02.jasrac.or.jp）までお問合わせください。

【減額計算の適用条件について】

「インターネットCM配信利用申込書・配信回数報告書」ファイルの「インターネットCM配信利用申込書」「配信回数報告書」の各シートに必要事項を入力し、eメールに添付して提出した場合で、下記の利用条件を満たす場合、使用料規程<第11節インタラクティブ配信（インタラクティブ配信の備考）⑥音楽を利用している広告に関する取扱いの特例）に基づき、それぞれ減額計算を適用します。

- (1) 配信開始前日までに利用申込みを行う場合で、かつ、同一のCMコンテンツを継続反復して 100,000 回を超えて配信する場合
- (2) 配信終了日の翌々月末日までに、許諾を受けた期間の配信回数を正確に報告する場合

【1 リクエストについて】

CMコンテンツの配信回数となります。エンドユーザがクリックしたなどのリクエストと同義ではありません。CMコンテンツファイルに音楽が含まれた状態で配信されている場合であれば、エンドユーザの端末環境・端末操作や広告メニューのデフォルト設定（サウンドON/OFF切替など）に関わらず、1リクエストと数えます。また、音楽が流れる前に動画の再生を終了した場合でも、再生されたCMコンテンツファイルそのものに音楽が含まれている場合は、1リクエストと数えます。

【使用料の計算方法（例）】

1曲1CMコンテンツ 1,000回配信あたりの単価：50円

計算式：単価×配信回数（千回単位）＝インターネットCM配信使用料（税別）

※ この他、特定の条件を満たす場合、減額計算を適用します。前述の【減額計算の適用条件について】をご確認ください。

※ 「インターネットCM配信使用料計算シート (http://www.jasrac.or.jp/info/dl/c_08.xls)」の「取引内CM配信回数合計」欄に配信回数を入力していただくと、使用料が自動計算されます。

【注意事項（必ずお読みください）】

- 1曲1CMコンテンツとは、1商品1サービスで捉えられるものです。同一商品、またはサービスのバージョン違いのCMコンテンツは、申込みを一つにまとめることができます。
- 1CMコンテンツにおいて、複数の楽曲を利用する場合は、楽曲毎に申込みを分けてください。
- 同一CMコンテンツが複数媒体に掲載される場合、取引単位でお申込み下さい。また、アドネットワークについては、1取引としてお申込みください。
- 申込期間は、最大3ヵ月となります。3ヵ月を超える利用のお申込みについては、次の配信開始日前日までに追加して申込書をご提出ください。
Ex. 4月29日～5月28日 ⇒ 1ヵ月
4月29日～7月28日 ⇒ 3ヵ月
- 1件の申込みにつき、配信回数が100,000回を下回る場合の使用料は、5,000円（税別）となります。
- 申込内容の変更は、速やかにご連絡ください。
 - ・利用期間の延長 ⇒ 延長した利用期間が配信開始日から3ヵ月以内におさまる場合、追加の申込は不要ですが、
必ず事前に JASRAC 送信部ネットワーク課CM係までご連絡のうえ承認を得てください。延長した利用期間は「配信回数報告書」で正しくご報告ください。3ヵ月を超える場合は、別途お申込みください。
 - ・1取引内での広告メニューの追加・変更 ⇒ 「配信回数報告書」提出時に正しくご報告ください。
 - ※新規の取引が発生した場合は、別途お申込みください。
 - ・配信中止 ⇒ 事前に JASRAC 送信部ネットワーク課CM係までご連絡ください。
 - ・上記以外の変更 ⇒ 事前に JASRAC 送信部ネットワーク課CM係までご相談ください。

[C] [A][B]以外の方法で配信する場合

[A][B]以外の方法で配信する場合は、原則として、当該CMを配信するサイト運営者（配信事業者、媒体社）からの手続きとなります。オンラインライセンス窓口「J-TAKT」（<https://j-takt.jasrac.or.jp/>）からお申込みください。

手続きの基本的な流れは、[A]広告主ホームページで配信する場合と同様です。

【インタラクティブ配信使用料】

サイト運営者（配信事業者、媒体社）から手続きをいただく場合の月額使用料は、配信するサイト全体の月間の広告料等収入の 2.0%です。（暫定的に 1.5%で運用しています。）

[A]～ [C]に関わらず、ダウンロード形式で配信する場合等は、下記のメールフォームから具体的な内容を添えて、JASRAC 送信部ネットワーク課にお問合わせください。

インタラクティブ配信手続き窓口：JASRAC 送信部ネットワーク課

TEL：03-3481-2120 FAX：03-3481-2155

メールフォーム <http://www.jasrac.or.jp/network/faq/toiawase.html>

3. 放送・配信以外での利用に係る手続き

広告目的複製の許諾を得ていただいた後、展開方法ごとに必要な手続きについては、以下のとおりです。

展開方法	制作に係る手続き	展開方法ごとの利用手続き
店頭・街頭ビジョン・イベント会場・機内ビジョンでの上映(動画CM)	広告目的複製	映像ソフト上映
劇場での上映(劇場用CM)		映画上映
再生演奏(音声CM)		演奏
展示・掲示(ポスター等)		
配布(ノベルティグッズ等)		

- ・動画CMを店頭で上映する場合の映像ソフト上映の手続きについては、演奏部で承ります。映像ソフト上映 2 利用申込書および映像ソフト上映利用明細書<B書式>を、ご提出ください。

演奏部 演奏業務課 TEL : 03-3481-2161 FAX : 03-3481-2152

映像ソフト上映 2 利用申込書 : http://www.jasrac.or.jp/info/dl/v_08.pdf

映像ソフト上映利用明細書<B書式> : http://www.jasrac.or.jp/info/dl/b_08.pdf

- ・街頭ビジョン、イベント会場でCMを上映する場合の映像ソフト上映の手続きについては、上映場所を管轄する支部までお問い合わせください。

支部連絡先一覧 : http://www.jasrac.or.jp/info/local_a.html

- ・機内ビジョンでCMを上映する場合のお手続きについては、演奏部 演奏業務課 (TEL : 03-3481-2161) にお問い合わせください。

- ・劇場用CMの映画上映手続きについては、複製部 広告・ゲーム・映画課で承ります。手続きの詳細は以下の JASRAC ホームページをご参照ください。

劇場用CMについて : <http://www.jasrac.or.jp/info/cinema/cm.html>

- ・音声CMを店頭などで再生演奏する利用に関しては、演奏部 演奏業務課 (TEL : 03-3481-2161) にお問い合わせください。

2 広告用委嘱曲及びタイアップ曲の取扱いについて

広告のために書き下ろされた作品（広告用委嘱曲）や、CDや音楽配信等のプロモーションを目的として広告に利用する新曲（タイアップ曲）については、一定の範囲の使用をお認めする（使用料を免除とする）制度があります。2018年8月1日以降は、一定の範囲に係る利用形態の制限をなくすことで、広告主による当該広告における利用全般について、当事者間の合意に基づく委託者からの届出により、使用料を免除とすることが可能となりました。

■2018年8月1日以降、使用料を免除とすることが可能な利用形態（下表網掛け部分）

展開方法 【具体例】	制作に係る 利用形態と使用料		展開に係る 利用形態と使用料	
	利用形態	使用料	利用形態	使用料
放送 【テレビ・ラジオCM】	広告目的複製	指し値	テレビ・ラジオ CM放送	規定額
配信 【ウェブCM】			インタラクティブ 配信	規定額
映像ソフト上映 【店頭】 (動画CM)			映像ソフト上映2	規定額
映像ソフト上映 【街頭・イベント会場 ・機内ビジョン】 (動画CM)			映像ソフト上映1	規定額
劇場用CM			映画上映	規定額
再生演奏 (音声CM)			演奏	規定額
展示・掲示 【ポスター等】				
配布など 【ノベルティグッズ等】				

※上記の網掛けに該当する場合であっても、委託者から「使用を認める範囲に含まない」ものとして届出られた利用形態については、JASRAC への使用料のお支払いが必要です。また、様々なコンテンツを利用することを前提とした包括使用料での契約がある場合についても、お支払いいただくことがあります。

【広告用委嘱曲】

CMのために「依頼を受けて書き下ろした」として、委託者から届けられた作品
→使用料を免除とすることが可能な期間：原則として1年

【広告とのタイアップ曲】

「新曲プロモーション等のため広告主からタイアップ協力が得られた」として、委託者からタイアップ届が提出された作品（作詞者・作曲者・音楽出版者等関係権利者すべての同意が必要）

→使用料を免除とすることが可能な期間：楽曲の販売（配信）開始から3ヵ月、
最長で1年

※2018年7月31日以前に、広告用委嘱曲としての届出やタイアップ届をいただいた作品について、使用料を免除とする範囲を変更する場合は、当該作品の関係権利者である委託者から、所定の訂正届をご提出いただくことが必要です。自動的に変更となることはありませんのでご注意ください。

【参考】

■2018年7月31日まで、使用料免除の対象としていた利用形態（下表網掛け部分）

展開方法 【具体例】	制作に係る 利用形態と使用料		展開に係る 利用形態と使用料	
	利用形態	使用料	利用形態	使用料
放送 【テレビ・ラジオCM】	広告目的複製	指し値	テレビ・ラジオ CM放送	規定額
配信 【ウェブCM】	広告目的複製	指し値	インタラクティブ 配信	規定額
映像ソフト上映 【店頭】 (動画CM)	広告目的複製	指し値	映像ソフト上映2	規定額
映像ソフト上映 【街頭・イベント会場 ・機内ビジョン】 (動画CM)			映像ソフト上映1	規定額
劇場用CM			映画上映	規定額
再生演奏 (音声CM)	広告目的複製	指し値	演奏	規定額
展示・掲示 【ポスター等】				
配布など 【ノベルティグッズ等】				

3 よくあるお問い合わせ

1. 市販の CD を使いたいと考えているのですが、JASRAC の許諾を得ればよいですか？

市販の CD やテープなど第三者が制作した既存の音源を利用する場合は、著作権とは別に、著作隣接権者として法律の保護の対象となっているレコード会社などの原盤権や歌手・アーティストなど実演家の権利がはたらくことから、それらの許諾も必要となります(著作隣接権)。音源として市販の CD をご利用になる場合には、まずその CD を発売しているレコード会社へ連絡し、著作隣接権の手続きをしてください。

2. 著作権は永続的に保護されるのですか？

原則的には、著作物の創作から著作者の死後 50 年(著作者が死亡した翌年から起算)までです。ただし、外国著作者の場合、日本が太平洋戦争中、第二次大戦の旧連合国民の著作権について保護しなかったため、サンフランシスコ平和条約によって課された義務で、当該著作権の通常の保護期間に戦時期間を加算して保護するという特例措置が適用となるケースがあります(戦時加算)。具体的には、通常の保護期間に戦争期間を加算することになります(連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律第 4 条)。

3. 音楽の利用にあたっては、全て JASRAC に手続きを取らなければいけませんか？

著作権の保護期間を経過した作品であれば、ご自由にお使いいただけますが、著作権の消滅していない曲で JASRAC が著作権を管理していない楽曲もあります。その場合は、その著作者(作詞家・作曲家)の許諾を得ていただくことが必要です。また、JASRAC へ著作権の一部を管理委託せず、著作者自らで管理していたり、他の著作権管理事業者に委託している場合もありますので、利用に際しましては J-WID (<http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>) などで、充分ご確認ください。

4. 訳詞したり、編曲したりする場合も、JASRAC の了解が必要ですか？

訳詞・編曲する場合については、著作権法の 27 条で「著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。」と定められていることから分かるように、著作者の許諾が必要です。

しかしながら、JASRAC はこの条に定める権利の委託を受けていないため、訳詞や編曲するような場合、まずは著作者、音楽出版者などに直接同意を得ていただいたうえで、利用方法に応じて JASRAC に手続きをしていただくこととなります。

また、原曲の著作権が消滅していても、編曲された作品をご利用いただく場合、編曲者の著作権が保護期間内にあり、手続きが必要となることがありますのでご注意ください。

5. CD 発売前であれば使用料は発生しませんか？

著作権は作品が創作されたときに自動的に発生しますので、著作者の許諾を得る必要があります。著作者本人が JASRAC 委託者であれば JASRAC への手続きと使用料のお支払いが必要です。

著作者本人が委託者ではなくても、著作権譲渡先の音楽出版者が決まっています、その音楽出版者が JASRAC 委託者であれば、同様に手続きと使用料のお支払いが必要です。

6. 衛星放送、有線放送のCM放送回数を記載する欄が無いのですが。

CMで回数ベースの放送使用料をお支払いいただくのは、地上波だけとなります。衛星放送、有線放送でのCM放送利用は、JASRAC と各放送局との包括契約に含まれておりますので、回数報告は不要です。ただし、制作にかかる広告目的複製利用手続きは必要ですのでご注意ください。

7. 海外で制作したCM素材を日本に持ち込む場合は、手続き不要ですか？

海外で楽曲の権利者とCM利用に関する直接契約を取り交わしている場合でも、一般的には制作に係る録音許諾のみの契約となっており、日本における放送使用料やインタラクティブ配信使用料は、日本における権利者（JASRAC 管理楽曲の場合は JASRAC）に別途お支払いいただくことが必要です。放送や配信に関しても直接契約に記載があるなど、特段の事情がある場合は、複製部 広告・ゲーム・映画課（TEL: 03-3481-2173）までお問い合わせください。

8. CMをダウンロード形式で配信する場合の使用料は？

視聴期限を制限できる仕組みを持つ、有期限ダウンロード形式であれば、ストリーム形式と同様に取り扱います。視聴期限のない（無期限）ダウンロード形式については、音楽に限らず、一般的に権利者の許諾を得られないケースが多く、JASRAC のインターネットCMの取扱いにもこのような利用形式は定められておりません。

ただし、ダウンロード形式で配信されることについて、CMに関わる音楽以外の権利処理が可能な場合は、直接 送信部 ネットワーク課（TEL: 03-3481-2120）までお問い合わせください。

9. CM制作など、広告目的で行う複製に係る使用料の相場を教えてください。

使用料の額については、委託者（著作者本人、または著作権譲渡先の音楽出版者）がその都度指定することとなっています。まずは委託者に直接ご確認ください。

委託者の連絡先がご不明の場合は、複製部 広告・ゲーム・映画課（TEL: 03-3481-2173）までお問い合わせください。

4 巻末資料

作品データベース J-WID の利用


音楽をご利用される際は、事前に「JASRAC 作品データベース検索 **J-WID**」
[\(http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/\)](http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/)」でご利用作品の権利関係をお調べください。

作品タイトル、権利者名、アーティスト名などから作品の検索が可能で、その作品の JASRAC への管理委託範囲などを確認することができます。検索して出てきた作品名をクリックすると、作品詳細画面が表示されます。

管理状況		演奏	録音	出版	貸与	ビデオ	映画	広告	ゲーム	放送	配信	通カラ
委託状況	所属団体	🇯	🇯	🇯	🇯	🇯	🇯	🇯	🇯	🇯	🇯	🇯
演録M	演BUMA録STEMRA											
演録M	演録SUISA											
演録M	演BUMA録STEMRA											
部分信託	JASRAC						🇯	🇯				

全信託	JASRACに全支分権を委託している権利者
部分信託	JASRACに支分権の一部を委託している権利者
演録M	外国演奏権・録音権団体に所属している権利者
演奏M	外国演奏権団体に所属している権利者
録音M	外国録音権団体に所属している権利者
無信託	JASRACに委託していない権利者、 外国団体に所属していない権利者
消滅	著作権消滅
不明	著作者不明

■ CM制作（広告目的複製）について

管理状況欄「広告」マークをクリックすると、広告目的複製の利用方法（「CM送信用録音」「映画録音」「録音」「ビデオ」「出版」）ごとに管理状況を確認することができます。

例1) 管理状況欄にが表示されている場合

管理状況		広告 (CM送録)	広告 (映録)	広告 (録音)	広告 (ビデオ)	広告 (出版)
委託状況	所属団体	🇯	🇯	🇯	🇯	🇯
全信託	JASRAC					
全信託	JASRAC					

委託者にCM制作について事前確認をおこなった後に、合意内容をJASRACに「広告目的複製利用申込書」でお申し込みいただくことになります。

例2) 管理状況欄に❌が表示されている場合

広告 (CM送録)	広告 (映録)	広告 (録音)	広告 (ビデオ)	広告 (出版)
❌	❌	❌	❌	❌
Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ

JASRACは広告目的複製について管理していない楽曲となりますので、権利者にご確認をお願いいたします。

例3) Ⓜと❌が混在している場合

広告 (CM送録)	広告 (映録)	広告 (録音)	広告 (ビデオ)	広告 (出版)
❌	❌	Ⓜ	Ⓜ	❌
Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ

お手数ですが、複製部 広告・ゲーム・映画課 (TEL: 03-3481-2173) までお問い合わせください。

■ CM制作後の展開方法ごとの手続きについて

展開方法ごとに管理状況を確認します。

管理状況		演奏	録音	出版	貸与	ビデオ	映画	広告	ゲーム	放送	配信	通カフ
信託状況	所轄官庁	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	❌	❌	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ
全信託	JASRAC											

ビデオ上映 (店頭・街頭ビジョン・イベント会場・機内ビジョン・デジタルサイネージ)、劇場用 CM 上映、再生演奏 (音声 CM)

テレビ・ラジオ CM 放送

WebCM 配信

展開方法「演奏」「放送」「配信」がⓂであれば、JASRAC管理作品 (一部管理含む) となり、展開方法ごとの利用について、それぞれJASRACに手続きが必要となります。

Ⓜは JASRACに管理を委託していない権利者ですので、ご利用の際は、別途権利処理が必要です。よって、管理状況がⓂであっても、JASRAC の許諾にはこの権利者分は含まれませんのでご注意ください。